

令和5年1月16日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊遠軽駐屯地
第376会計隊長 細 谷 修 嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	再生可能エネルギー比率
A グループ 陸上自衛隊遠軽駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	60%以上
B グループ 旭川地方協力本部遠軽地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり	60%以上
C グループ 旭川地方協力本部紋別地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり	60%以上

(2) 需要場所

- A グループ：陸上自衛隊遠軽駐屯地
B グループ：旭川地方協力本部遠軽地域事務所
C グループ：旭川地方協力本部紋別地域事務所

(3) 使用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年・5年・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。防衛相競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- ア Aグループ：「A」、「B」、「C」等級に格付けを有する者
イ B, Cグループ：「D」等級以上の格付けを有する者
- (4) 「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 電気事業法第2条の2に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、適合証明書（別紙第1）及び必要な添付書類を提出し、入札適合条件を満たすこと。
- (7) 入札に参加する者は、1(1)A～Cグループのそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。
(別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照)

3 事前提出書類について

(1) 事前提出書類等

ア 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し。

イ 適合証明書

別紙第3「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に基づき提出すること。

ウ 特定電源割当計画書

別紙第4「特定電源割当証明書」に基づき作成すること。

(2) 提出期限

令和5年1月24日（火）午後5時まで。

(3) 提出方法

陸上自衛隊遠軽駐屯地南隊舎（国旗掲揚塔前）1階第376会計隊契約班に持参又は郵送（資格審査結果通知書以外FAX不可）

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は1月25日（水）までに書面（FAX含む）により通知する。

5 契約条項を示す場所

陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊 契約班

6 入札説明会について

実施しない

7 入札及び開札

(1) 時期

令和5年1月26日（木）午前11時

(2) 場所

陸上自衛隊遠軽駐屯地南隊舎3階第376会計隊入札室

8 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、グループごとに各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額基本料金）及び予定使用電力量に対する単価（小数第2位までとする。）を記載するとともに、予定使用電力量及び需要期間により計算される総価を記載する。

(2) 落札決定に当たっては、入札に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(4) 郵便による入札の場合は令和5年1月26日（木）午前10時必着とし、郵便による応札である旨を、令和5年1月25日（水）午後5時までに必ず第15項第7号に示す担当者へ電話連絡すること。

(5) 入札書は次の文面を入札書下部余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- (7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

10 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

11 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成するものとする。

12 落札決定方式

グループごとの総価が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

13 郵便入札

- (1) 郵便による入札は、事前に分任契約担当官の承認を得るものとし、この際、封筒にグループ名及び件名（例：Aグループ 「陸上自衛隊遠軽駐屯地で使用する電気」入札書在中）を明記し、資格審査結果通知書（写し）を同封し、令和5年1月26日（木）午前10時までに陸上自衛隊遠軽駐屯地会計隊事務所契約班（担当：村上）に提出する。
- (2) 郵便による入札がある場合の再度入札については、官側が指定する日時に実施する。

14 契約書の作成

(1) 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

(2) 落札者の提出

ア 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 提出方法

陸上自衛隊遠軽駐屯地南隊舎1階第376会計隊契約班に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和5年4月1日

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

- (ア) 部分払に関する特約条項
- (イ) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (ウ) 暴力団排除に関する特約条項

カ 添付する書類
仕様書

15 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に掲示し承認を得なければならない。

16 その他

(1) 仕様書の交付場所

陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊契約班。尚、受領が困難な場合は郵送等の処置で送付を実施するので、下記同項第7号に示す入札担当者に連絡すること。

(2) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(3) 本入札は新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。

(4) 新型コロナウイルス感染防止のため、来場の際はマスクの着用等に留意すること。

また、入札会場入口で検温を実施し、37.5℃以上ある者については、入札会場への入場を禁止する。

(5) 8の(6) 入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはエ項及びオ項に該当した入札書に関しては、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異常なく受領した旨を記載し返送することとする。

(6) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊遠軽駐屯地業務隊管理科

電話：0158-42-5275 (内線317) 担当：田村

FAX： 同上 (内線612)

(7) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊契約班

電話：0158-42-5275 (内線340) 担当：村上

FAX： 同上 (内線617)

17 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所

遠軽駐屯地第376会計隊、美幌駐屯地第375会計隊、遠軽商工会議所
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>

(2) 掲示期間

令和5年1月16日(月)～令和5年1月26日(木)

「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二社の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	譲渡予定量	点 数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組みの有無	点 数
⑤	需要化への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ~ ⑤ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が令和3年度である場合。実際の入札当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

二酸化炭素排出係数、環境への負担の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- ①令和3年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO₂/kWh）
 ②令和3年度の未利用エネルギー活用状況
 ③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況
 ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

以上4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和3年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.500 未満	70
	0.500 以上 0.525 未満	65
	0.525 以上 0.550 未満	60
	0.550 以上 0.575 未満	55
	0.575 以上 0.600 未満	50
	0.600 以上 0.625 未満	45
	0.625 以上 0.650 未満	40
	0.650 以上 0.675 未満	35
	0.675 以上 0.690 未満	30
	0.690 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成の算定開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格として、第1項の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を令和5年1月24日（火）1700までに提出すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、第1項の表による評点の合計が70点以上となるよう努めるものとする。
- (2) 第1項の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。又、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに第1項の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙第3の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①令和3年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）</p>	<p>「令和3年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>②令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p>

	<p>①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。） ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥令和3年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバ</p>

	<p>ランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙第3にのみ適用する

特定電源割当計画書

令和 5 年度に以下のとおり陸上自衛隊遠軽駐屯地に電力を供給することを計画する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、陸上自衛隊に移転する計画である。

- 1 需要施設名
 需要施設名 陸上自衛隊〇〇駐屯地
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約予定電力 〇〇 kw

- 2 供給期間
 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日

- 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報 (各月の内訳は別紙のとおり)

区分	月	月	月	月	月	月
再エネ由来電力量 (kWh) [A]						
供給電力量 (kWh) [B]						
再エネ比率 (%) [A/B]						

再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (月)

- 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
合計(kWh)			

- 2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
合計(kWh)					

総計(kWh)

部分払に関する特約条項

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第2条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(内訳表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

(部分払金額)

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の10分の2の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第6条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合であつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	
作成年月日	令和5年1月 日
作成者	防衛事務官 菊地将人

仕 様 書 A

1 概要

- (1) 件 名 : 陸上自衛隊遠軽駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 : 北海道紋別郡遠軽町向遠軽272 陸上自衛隊遠軽駐屯地
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6,000V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,000V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量
 - ア 予定契約電力 420 kW
 - イ 使用予定電力量 1,781,241 kWh (月別は別紙第1のとおり。)
 - ウ 予定力率 100%
- (3) 供給電気の種類 (再エネ比率)
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
参照: 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
 - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を
書面 (別紙第2) により半期 (9月・3月) ごと提出すること。
- (4) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 令和5年4月1日
 - イ 使用期間 令和5年4月1日0時~令和6年3月31日24時
- (5) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (6) 需給地点
需給場所における遠軽駐屯地の敷設した第1号柱上の開閉器電源側と電力会社の施設 (63画04区64図22番52の25号) による架空引込み線との接点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率保持のため電力管理機器を設置しており、契約期間中は100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (5) 検針日は各月1日（土日祝日関わらず）とし、請求資料等については確定後速やかに提示すること。
- (6) 請求資料等には下記事項を標記すること。
 - ア 契約電力（k w）
 - イ 最大電力（k w）
 - ウ 平日指数（k w）
 - エ 休日指数（k w）
 - オ 平日使用量（k w）
 - カ 休日使用量（k w）
 - キ 燃料調整単価（少数第2位までの値）
 - ク 翌月燃料調整単価（少数第2位までの値）
 - ケ 再生エネルギー単価（少数第2位までの値）

令和4年度電力使用量実績

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	平日使用電力量 (kWh)	休日使用電力量 (kWh)
4	346	145,565	106,461	39,104
5	301	129,094	86,877	42,217
6	316	140,032	107,658	32,374
7	271	118,559	85,021	33,538
8	262	108,747	82,495	26,252
9	268	113,944	82,191	31,753
10	341	140,860	99,219	41,641
11	384	169,702	121,221	48,481
12	388	179,095	130,174	48,921
1	388	179,737	119,551	60,186
2	420	170,714	118,248	52,466
3	402	185,192	140,578	44,614
計		1,781,241	1,279,694	501,547

※ 11、12、1、2、3月分は令和3年度実績とする。

令和5年度使用予定電力量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	平日使用電力量 (kWh)	休日使用電力量 (kWh)
4	346	145,565	106,461	43,047
5	301	129,094	86,877	49,908
6	316	140,032	107,658	24,379
7	271	118,559	85,021	32,468
8	262	108,747	82,495	31,432
9	268	113,944	82,191	33,215
10	341	140,860	99,219	39,196
11	384	169,702	121,221	48,481
12	388	179,095	130,174	48,921
1	388	179,737	119,551	60,186
2	420	170,714	118,248	52,466
3	402	185,192	140,578	44,614
計		1,781,241	1,279,694	508,313

※ 休日： 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、5月1日、
5月2日、12月29日、1月2日、1月3日

平日： 休日以外の日

特定電源割当証明書（令和 年度 半期分）

令和 年度 半期に以下のとおり遠軽駐屯地に電力を供給したことをここに証する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、遠軽駐屯地に移転したことと、
 いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

- (1)お客様番号
- (2)需要施設名
- (3)需要施設住所
- (4)契約電力

2 供給期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	月	月	月	月	月	月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】						
供給電力量 (kWh) 【B】						
再エネ比率 (%) 【A/B】						

別紙

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
合計(kWh)					

総計(kWh)

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	
作成年月日	令和5年1月 日
作成者	防衛事務官 菊地将人

仕 様 書 A

1 概要

- (1) 件 名 : 旭川地方協力本部遠軽地域事務所で使用する電気
- (2) 需要場所 : 北海道紋別郡遠軽町岩見通南3丁目
旭川地方協力本部遠軽地域事務所
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 単相3線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 100/200V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 100/200V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 契約電流等
 - ア 契約電流 40A
 - イ 使用予定電力量 5,280kWh (月別は別紙第1のとおり。)
- (3) 供給電気の種類 (再エネ比率)
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
参照: 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
 - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を
書面 (別紙第2)により半期 (9月・3月)ごと提出すること。
- (4) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 令和5年 4月 1日
 - イ 使用期間 令和5年 4月 1日 0時~令和6年 3月31日24時
- (5) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (6) 需給地点
需給場所における電力会社の施設による架空引込み線との接点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ウ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 検針日は各月1日 (土日祝日関わらず)とし、請求資料等については確定後速やかに提示すること。

令和4年度電力使用量実績

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	505	
5	345	
6	396	
7	304	
8	292	
9	323	
10	351	
11	383	
12	568	
1	599	
2	625	
3	589	
計	5,280	

※ 11、12、1、2、3月分は令和3年度実績とする。

令和5年度使用予定電力量

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	505	
5	345	
6	396	
7	304	
8	292	
9	323	
10	351	
11	383	
12	568	
1	599	
2	625	
3	589	
計	5,280	

特定電源割当証明書（令和 年度 半期分）

令和 年度 半期に以下のとおり旭川地方協力本部遠軽地域事務所に電力を供給したことをここに証する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、旭川地方協力本部遠軽地域事務所に移転した
 ことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

- (1)お客様番号
- (2)需要施設名
- (3)需要施設住所
- (4)契約電力

2 供給期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	月	月	月	月	月	月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】						
供給電力量 (kWh) 【B】						
再エネ比率 (%) 【A/B】						

別紙

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
合計(kWh)					

総計(kWh)

作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊
仕様書番号	
作成年月日	令和5年1月 日
作成者	防衛事務官 菊地将人

仕 様 書 A

1 概要

- (1) 件 名 : 旭川地方協力本部紋別地域事務所で使用する電気
- (2) 需要場所 : 北海道紋別市潮見町1丁目
旭川地方協力本部紋別地域事務所
- (3) 業種及び用途 : 官公署 (国家事務)

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 単相3線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 100/200V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 100/200V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 契約電流等
 - ア 契約電流 30A
 - イ 使用予定電力量 3,193kWh (月別は別紙第1のとおり。)
- (3) 供給電気の種類 (再エネ比率)
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。
参照: 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
 - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を
書面 (別紙第2) により半期 (9月・3月) ごと提出すること。
- (3) 需給開始日及び使用期間
 - ア 需給開始日 令和5年 4月 1日
 - イ 使用期間 令和5年 4月 1日 0時~令和6年 3月31日24時
- (4) 電力計等の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 検針方法 電力会社による検針
- (5) 需給地点
需給場所における電力会社の施設による架空引込み線との接点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 使用電力量の単位はkWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ウ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 燃料調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 検針日は各月1日 (土日祝日関わらず) とし、請求資料等については確定後速やかに提示すること。

令和4年度電力使用量実績

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	288	
5	241	
6	271	
7	121	
8	109	
9	95	
10	261	
11	300	
12	384	
1	377	
2	366	
3	380	
計	3,193	

※ 11、12、1、2、3月分は令和3年度実績とする。

令和4年度使用予定電力量

月	使用電力量 (kWh)	備 考
4	288	
5	241	
6	271	
7	121	
8	109	
9	95	
10	261	
11	300	
12	384	
1	377	
2	366	
3	380	
計	3,193	

特定電源割当証明書（令和 年度 半期分）

令和 年度 半期に以下のとおり旭川地方協力本部紋別地域事務所に電力を供給したことをここに証する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、旭川地方協力本部紋別地域事務所に移転した
 ことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

- (1)お客様番号
- (2)需要施設名
- (3)需要施設住所
- (4)契約電力

2 供給期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	月	月	月	月	月	月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】						
供給電力量 (kWh) 【B】						
再エネ比率 (%) 【A/B】						

別紙

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
		合計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
		合計(kWh)			

総計(kWh)